

地方独立行政法人宮城県立病院機構の保有する 資産に対する財産保険業務見積もり合わせに関する説明書

1 見積もり合わせを行う事項

- (1) 調達役務の名称
地方独立行政法人宮城県立病院機構の保有する資産に対する財産保険業務 1 件
- (2) 調達役務の仕様等
本説明書及び仕様書による。
- (3) 見積もり合わせの方法
オープンカウンター方式による。

2 資格要件等

- (1) 法人の契約事務取扱規程第 3 条に定める資格を有していること。
- (2) 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 265 条の 37 第 2 項に規定する損害保険契約者保護機構の会員であること。
- (3) 令和 7 年 3 月 1 日現在において、保険業法第 130 条、第 202 条、第 228 条及び第 313 条第 1 項の規定により金融庁長官が定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（平成 11 年金融監督庁・大蔵省告示第 3 号）を満たすこと（ソルベンシー・マージン比率が 200% 以上であること）。
- (4) 宮城県内に直営の事故対応拠点（サービスセンター、損害調査拠点等をいう。）及び営業拠点がそれぞれ 1 か所以上あること。

3 手続に関する事項

- (1) オープンカウンター見積依頼及びオープンカウンター方式についての注意事項によるほか、次のとおりとする。ただし、「オープンカウンター方式についての注意事項」2（2）の規程を本説明書 2（4）に読み替えるほか、同注意事項 7 の規定を適用せず、見積者は見積もった契約希望金額そのものを見積書に記載すること。
- (2) 見積書の提出に当たっては、次の書類を併せて提出すること。（Eメール、FAX のほか郵送及び持参も可。ただし見積提出期限までに必着とする。）
 - イ 2（1）から（4）の事実を示す書類等（会社概要等のパンフレットやホームページ等によって広く公表されているもの。）
 - ロ 本件調達に係る仕様内容を履行できる約款及び特約条項等が分かる書類（本件仕様に該当する部分を明示すること。）
- (3) 仕様書の内容等についての質問は、次のとおりとする。
 - イ 件名は「地方独立行政法人宮城県立病院機構の保有する資産に対する財産保険業務に関する質問」とすること。
 - ロ 担当者が到達を確認した後に、質問者あてに到達確認の返信を行うので、当該返信を確認すること。
 - ハ 提出期限は、案件を公開した日から起算して 2 日目とする。
 - ニ 回答は、令和 7 年 3 月 5 日（水）までに法人ホームページに掲載し、回答内容は仕様書の追加または修正項目とする。
- (4) 契約書の様式については、落札者の定める保険証券の様式に従うものとし、落札者は、保険の約款、契約申込書等の必要書類を、落札決定後速やかに担当部署あて提出すること。